

## 地域医療構想の実現に向けた補助事業の募集

令和6年度事業

### I 中核的な病院の高度医療の推進と急性期医療の特化

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
がん診療施設の設備整備	がん診療連携拠点病院	1/3	がんの医療機器および臨床検査機器等の備品購入費	32,400千円	別紙3、別紙4
救急搬送車両の整備	地域医療支援病院 地域の中核病院	2/3	患者搬送車の購入および改造費、患者搬送に必要な資機材の整備	7,000千円	別紙3、別紙4

### II 質の高い回復期の病床を各地域に確保

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
地域包括ケア病棟等整備支援事業（施設）	新たに地域包括ケア病棟等を整備する救急医療機関	1/2	急性期から回復期患者を受け入れるために必要な施設整備（病棟、リハビリ施設、浴室、トイレ等の新築、増改築）	面積上限×単価上限 【新築の病院の場合】診療所の場合は別の基準 面積上限：67㎡/床×回復期の病床数 単価上限：170,000円/㎡ 【改修の病院、有床診療所の場合】 面積上限：実際の改修面積 単価上限：156,200円/㎡	別紙1、別紙2、別紙4
地域包括ケア病棟等整備支援事業（設備）	新たに地域包括ケア病棟等を整備する救急医療機関	1/2	急性期から回復期患者を受け入れるために必要な設備整備 例 リハビリ機器 DPCデータ提出のためのシステム整備、認知症患者を受け入れるための設備	10,800千円 ※100万円未満（補助額50万円未満）の事業は補助対象外	別紙3、別紙4

### Ⅲ 地域の医療機関やかかりつけ医との切れ目ない連携

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
共同利用の設備整備	ふくいメディカルネットの情報開示病院等	1/3	施設整備 (開放型病棟の整備)	面積上限×単価上限 面積上限：13.88 m <sup>2</sup> /床 (耐火構造) 単価上限：176,300 円/m <sup>2</sup> (鉄筋コンクリート) 共同利用施設運営委員会 (市町村、医療機関、郡市医師会、県健康福祉センター等の参加) の設置、運営委員会の概ね3か月に1回以上の開催 (国庫)	別紙2、別紙4
			設備整備 (共同利用高額医療機器 (CT、MRI等)の整備)	220,000千円 共同利用施設運営委員会 (市町村、医療機関、郡市医師会、県健康福祉センター等の参加) の設置、運営委員会の概ね3か月に1回以上の開催 (国庫)	別紙3、別紙4
外来機能に特化するための施設・設備整備	病床を廃止する 病院・診療所 ※分娩取扱診療所除く	1/2	施設整備 (診療所の新築、増改築、改修等)	面積上限×単価上限 面積上限：160 m <sup>2</sup> 単価上限：156,200 円/m <sup>2</sup>	別紙2、別紙4
			設備整備 (医療機器整備等)	16,200千円	別紙3、別紙4

### Ⅳ 医療従事者の勤務環境改善

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額 (最大補助額：基準額×補助率)	提出書類
助産師配置支援事業	分娩取扱病院、診療所	定額	所属する看護師を助産師養成所に修学させるために当該医療機関が要する経費 (授業料、入学料、教材費、学習費等)	1人あたり800千円以内	別紙5

## V 病床機能再編支援事業

事業名	対象医療機関	補助率	補助対象	基準額	提出書類	
単独支援給付金支給事業	回復期および休止病床を除く10%以上の病床を廃止する病院・診療所(介護医療院への転換を除く)	定額	減少する病床数に応じた給付金を支給	病床稼働率		別紙6
				減少する場合の1床当たりの単価		
				50%未満	1,140千円	
				50%以上 60%未満	1,368千円	
				60%以上 70%未満	1,596千円	
				70%以上 80%未満	1,824千円	
				80%以上 90%未満	2,052千円	
90%以上	2,280千円					
統合支援給付金支給事業	地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する病院・診療所	定額	統合に参加する医療機関に給付金を支給			
債務整理支援給付金支給事業	統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に新たに融資を受けて返済する存続医療機関	定額	融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給	承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。		

※詳細は国要領「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」参照